

介護予防・日常生活支援総合事業に係る大村市規則と算定要領対応表

大村市規則…大村市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則
(平成30年大村市規則第11号の2)

算定要領…大村市指定訪問サービス及び指定通所サービスに要する費用の額の算定上の留意事項に関する要領
(平成30年3月30日大村市福祉保健部長決裁)

大村市規則				算定要領
第1条～第23条 略				第1 略
別表(第17条関係)				第2 指定訪問サービス及び指定通所サービス単位数表に関する事項
1 生きがい対応型訪問サービス費 略				1 通則
(1) 基本部分				(1)～(7) 略
				(8) 文書の取扱いについて
区分	対象者	算定単位	所定単位数	① 電磁的記録について
生きがい対応型訪問サービス費(Ⅰ)	介護予防ケアプランにおいて1週に1回程度の生きがい対応型訪問サービスが必要とされた者	1月につき	1, 176 単位	指定訪問サービス事業者、指定通所サービス事業者及び第1号介護予防支援を行う事業者並びにサービスの提供に当たる者(以下(8)において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。
生きがい対応型訪問サービス費(Ⅱ)	介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の生きがい対応型訪問サービスが必要とされた者	1月につき	2, 349 単位	ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
生きがい対応型訪問サービス費(Ⅲ)	介護予防ケアプランにおいて生きがい対応型訪問サービス費(Ⅱ)の項に定める回数を超えて生きがい対応型訪問サービスが必要とされた者(要支援状態区分が要支援2(要介護認定等に係	1月につき	3, 727 単位	イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 (ア) 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (イ) 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ウ その他、大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指

大村市規則				算定要領
	る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分をいう。以下同じ。）である者に限る。）			定に関する基準等を定める条例（平成27年大村市条例第6号。以下「条例」という。）第63条において電磁的記録により行うことができるものとされているものに類するものは、ア及びイに準じた方法によること。
生きがい対応型訪問サービス費（Ⅳ）	介護予防ケアプランにおいて1週に1回程度の生きがい対応型訪問サービスが必要とされた者で、その者の1月の当該サービスの利用状況等を考慮してこの表の他の区分による所定単位数を算定することが適当でないと認められるもの	1回につき	268単位（1月に4回以内）	エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
生きがい対応型訪問サービス費（Ⅴ）	介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の生きがい対応型訪問サービスが必要とされた者で、その者の1月の当該サービスの利用状況等を考慮してこの表の他の区分による所定単位数を算定することが適当でないと認められるもの	1回につき	272単位（1月に5回以上8回以内）	② 電磁的方法について 事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。 ア 電磁的方法による交付は、条例第7条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする事。
生きがい対応	介護予防ケアプランにお	1回につき	287単位（1	ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする事。 エ その他、条例第63条において電磁的方法により行うことができるものとされているものに類するものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、この要領の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 オ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ

大村市規則				算定要領
型訪問サービス費 (VI)	いて生きがい対応型訪問サービス費 (V) の項に定める回数の程度を超える生きがい対応型訪問サービスが必要とされた者で、その者の1月の当該サービスの利用状況等を考慮してこの表の他の区分による所定単位数を算定することが適当でないと認められるもの(要支援状態区分が要支援2である者に限る。)	き	月に9回以上12回以内)	<p>イダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>2 生きがい対応型訪問サービス費 (別表の1)</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 介護職員処遇改善加算について (別表の1の(4))</p> <p>介護職員処遇改善加算の内容については、当該加算を算定する年度の4月1日現在における最新の厚生労働省老健局長通知(「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。</p> <p>なお、介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和3年3月31日において現に、当該加算の届出を行っている事業所であって、別表の1の(4)に係る届出を行っていないものについては、令和4年3月31日までの間は、なお、従前の例により、当該加算の算定が可能である。</p> <p>(10)の2～(12) 略</p>
生きがい対応型訪問サービス費 (短時間サービス)	介護予防ケアプランにおいて1回につき20分未満の生きがい対応型訪問サービスが必要とされた者	1回につき	167単位 (1月に22回以内)	

注1～8 略

(2)～(3) 略

(4) 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老発0316第4号。以下「介護職員処遇改善加算等通知」という。)の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生きがい対応型訪問サービス事業所が、利用者に対し、生きがい対応型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日まで(エ及びオについては、令和4年3月31日まで)の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

大村市規則	算定要領								
<p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>注 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 軽度生活支援員派遣サービス 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員処遇改善加算等通知の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た軽度生活支援員派遣サービス事業所が、利用者に対し、軽度生活支援員派遣サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日まで（エ及びオについては、令和4年3月31日まで）の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>注 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 生きがい対応型通所サービス 略</p> <p>(1) 基本部分</p> <table border="1" data-bbox="192 1147 1079 1433"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>算定単位</th> <th>所定単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生きがい対応型通所サービス費1</td> <td>要支援状態区分が要支援1（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項第1号に掲げる区分をい</td> <td>1月につき</td> <td>1,672単位</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者	算定単位	所定単位数	生きがい対応型通所サービス費1	要支援状態区分が要支援1（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項第1号に掲げる区分をい	1月につき	1,672単位	<p>3 軽度生活支援員派遣サービス費（別表の2）</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算について（別表の2の(2)）</p> <p>介護職員処遇改善加算の内容については、当該加算を算定する年度の4月1日現在における最新の厚生労働省老健局長通知（「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</p> <p>なお、介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和3年3月31日において現に、当該加算の届出を行っている事業所であって、別表の2の(2)に係る届出を行っていないものにあつては、令和4年3月31日までの間は、なお、従前の例により、当該加算の算定が可能である。</p> <p>(3)の2・(4) 略</p> <p>4 生きがい対応型通所サービス費（別表の3）</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(7)の2 栄養アセスメント加算（別表の3の(4)）</p> <p>① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又</p>
区分	対象者	算定単位	所定単位数						
生きがい対応型通所サービス費1	要支援状態区分が要支援1（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項第1号に掲げる区分をい	1月につき	1,672単位						

大村市規則				算定要領	
	う。以下同じ。)である者及び事業対象者				は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。
生きがい対応型通所サービス費2	要支援状態区分が要支援2である者	1月につき	3, 428単位		③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。
生きがい対応型通所サービス費1(回数)	要支援状態区分が要支援1である者及び事業対象者	1回につき	384単位(1月に4回以内)		ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 イ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。
生きがい対応型通所サービス費2(回数)	要支援状態区分が要支援2である者	1回につき	395単位(1月に5回以上8回以内)		ウ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 エ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、地域包括支援センター等と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。
注1～注7 略					
(2)・(3) 略					
(4) 栄養アセスメント加算 50単位					
次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。					④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。
イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。					⑤ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(L I F E) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。
ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明					サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価

大村市規則	算定要領
<p>し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>ニ 利用者の数が利用定員を超えておらず、かつ、看護職員及び介護職員の員数が条例第42条に定める員数を下回っていないこと。</p> <p>(5) 栄養改善加算 200単位</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥(えん)下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(6) 口腔機能向上加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 口腔機能向上加算（I） 150単位</p>	<p>(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>(8) 栄養改善加算の取扱いについて（別表の3の(5)）</p> <p>① 略</p> <p>② 当該生きがい対応型通所サービス事業所の従事者として又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 栄養改善サービスの提供は、以下のアからカまでに掲げる手順を経てなされる。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。</p> <p>オ・カ 略</p> <p>⑤ 略</p> <p>(9) 口腔機能向上加算の取扱いについて（別表の3の(6)）</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととす</p>

大村市規則	算定要領
<p>(ア) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>(イ) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(ウ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(エ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(オ) 利用者の数が利用定員を超えておらず、かつ、看護職員及び介護職員の員数が条例第42条に定める員数を下回っていないこと。</p> <p>イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位</p> <p>(ア) ア(ア)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(イ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) サービス提供体制強化加算</p> <p>利用者の数が利用定員を超えておらず、かつ、看護職員及び介護職員の員数が条例第42条に定める員数を下回っていない事業所であって、次に掲げるア、イ又はウの基準に適合しているものとして市長に届け出た生きがい対応型通所サービス事業所が利用者に対し生きがい対応型通所サービスを行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次のいずれかに適合すること。</p>	<p>る。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(L I F E) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(13) 生活機能向上連携加算(別表の3の(10))</p> <p>① 生活機能向上連携加算(Ⅰ)</p> <p>ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この(13)において同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(13)において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該生きがい対応型通所サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しく</p>

大村市規則	算定要領
<p>① 生きがい対応型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>② 生きがい対応型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>(ア) 要支援1・事業対象者 88単位 (イ) 要支援2 176単位</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 生きがい対応型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (ア) 要支援1・事業対象者 72単位 (イ) 要支援2 144単位</p> <p>ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>① 生きがい対応型通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>② 生きがい対応型通所サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(ア) 要支援1・事業対象者 24単位 (イ) 要支援2 48単位</p> <p>(10) 生活機能向上連携加算 次に掲げるア又はイに適合しているものとして市長に届け出た生きがい対応型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、次に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場</p>	<p>は介護医療院であること。</p> <p>イ 運動器機能向上計画の作成に当たっては、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設において把握し、又は、生きがい対応型通所サービス事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該生きがい対応型通所サービス事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整するものとする。</p> <p>ウ 運動器機能向上計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する地域包括支援センター等の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、運動器機能向上計画に相当する内容を生きがい対応型サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>オ 運動器機能向上計画の進捗状況等の評価について ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いにつ</p>

大村市規則	算定要領
<p>合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この(10)において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該生きがい対応型通所サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。</p> <p>(イ) 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(ウ) (ア)の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該生きがい対応型通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。</p> <p>(イ) 略</p>	<p>いて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、運動器機能向上計画の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）に対して運動器機能向上計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。 <p>また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>カ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p> <p>キ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は運動器機能向上計画に基づき運動器機能向上サービスを提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、アの助言に基づき運動器機能向上計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により運動器機能向上計画を見直した場合を除き、運動器機能向上計画に基づき運動器機能向上サービスを提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>② 生活機能向上連携加算（Ⅱ）</p> <p>イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテ</p>

大村市規則	算定要領
<p>(ウ) (ア)の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>(11) 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>利用者の数が当該事業所の利用定員を超えておらず、かつ、当該事業所の看護職員及び介護職員の員数が看護職員等基準員数を下回っていない生きがい対応型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。</p> <p>ア 口腔・栄養スクリーニング加算（I） 20単位</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。）に提供していること。</p> <p>(イ) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(ウ) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>① 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改</p>	<p>シヨンを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該生きがい対応型通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p> <p>ロ 運動器機能向上計画の進捗状況等の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で運動器機能向上計画の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して運動器機能向上計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 <p>ハ ①ウ、エ及びカによること。なお、運動器機能向上加算を算定している場合は、別に運動器機能向上計画を作成する必要はないこと。</p> <p>(14) 口腔・栄養スクリーニング加算について（別表の3の(11)）</p> <p>① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただし、別表の3の(11)イに</p>

大村市規則	算定要領
<p>善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>② 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(ア) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① ア(ア)に適合すること。</p> <p>② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(イ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① ア(イ)に適合すること。</p> <p>② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p>	<p>規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができる。</p> <p>③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を地域包括支援センター等に対し、提供すること。</p> <p>ア 口腔スクリーニング</p> <p>(ア) 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者</p> <p>(イ) 入れ歯を使っている者</p> <p>(ウ) むせやすい者</p> <p>イ 栄養スクリーニング</p> <p>(ア) BMIが18.5未満である者</p> <p>(イ) 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は地域支援事業の実施についてに規定する基本チェックリストのNo. 11の項目が「1」に該当する者</p> <p>(ウ) 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>(エ) 食事摂取量が不良(75%以下)である者</p> <p>④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。</p> <p>⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。</p> <p>(14)の2 科学的介護推進体制加算について (別表の3の(12))</p> <p>① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに別表の3の(12)に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利</p>

大村市規則	算定要領
<p>(12) 科学的介護推進体制加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た生きがい対応型通所サービス事業所が、利用者に対し生きがい対応型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>イ 必要に応じて生きがい対応型通所サービス計画を見直すなど、生きがい対応型通所サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他生きがい対応型通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>(13) 介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員処遇改善加算等通知の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生きがい対応型通所サービス事業所が、利用者に対し、生きがい対応型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日まで（エ及びオについては、令和4年3月31日まで）の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p>	<p>用者全員に対して算定できるものであること。</p> <p>② 情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。</p> <p>③ 事業所は、利用者提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（P D C Aサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>ア 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。</p> <p>イ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。</p> <p>ウ L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。</p> <p>エ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。</p> <p>④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>(15) 介護職員処遇改善加算の取扱い（別表の3の(13)）</p> <p>介護職員処遇改善加算の内容については、当該加算を算定する年度の4月1日現在における最新の厚生労働省老健局長通知（「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</p> <p>なお、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和3年3月31日において現に、当該加算の届出を行っている事</p>

大村市規則	算定要領
<p>オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>注 介護職員処遇改善加算は、限度額基準第2号の管理の対象外とする。</p> <p>(14) 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員処遇改善加算等通知の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生きがい対応型通所サービス事業所が、利用者に対し、生きがい対応型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） (1)～(12)により算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） (1)～(12)により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>注 介護職員等特定処遇改善加算は、限度額基準第2号の管理の対象外とする。</p> <p>4 高齢者活動支援サービス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 介護職員処遇改善加算等通知の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た高齢者活動支援サービス事業所が、利用者に対し、高齢者活動支援サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日まで（エ及びオについては、令和4年3月31日まで）の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>業所であって、別表の3の(13)に係る届出を行っていないものにあつては、令和4年3月31日までの間は、なお、従前の例により、当該加算の算定が可能である。</p> <p>(15)の2～(17) 略</p> <p>5 高齢者活動支援サービス費（別表の4）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算について（別表の4の(2)） 介護職員処遇改善加算の内容については、当該加算を算定する年度の4月1日現在における最新の厚生労働省老健局長通知（「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</p> <p>なお、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和3年3月31日において現に、当該加算の届出を行っている事業所であつて、別表の4の(2)に係る届出を行っていないものにあつては、令和4年3月31日までの間は、なお、従前の例により、当該加算の</p>

大村市規則	算定要領
注 略 (3) 略	算定が可能である。 (5)の2・(6) 略